

令和3年度 子育てのための施設等利用給付 申請手続きのご案内

✿ 私学助成幼稚園用 ✿

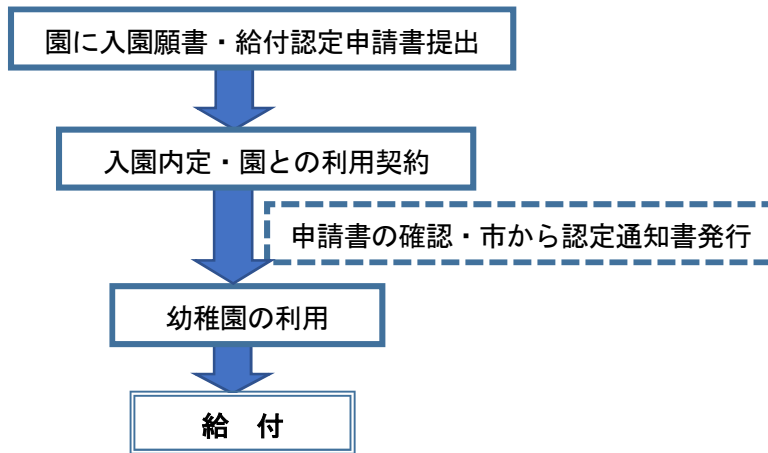
■ 幼児教育・保育の無償化とは

令和元年10月から、子ども・子育て支援法の改正により「幼児教育・保育の無償化」が始まりました。幼児教育・保育の無償化の実施によって、幼稚園を利用した場合には、保育料相当分として月額25,700円まで給付が受けられます。

また、保育の必要性の認定を受けると、預かり保育料についても無償化の対象となります。（満3歳児は市町村民税非課税世帯のみ。）

無償化の給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請が必要となりますので、入園申込みの際に幼稚園を通して次のとおり手続きを行ってください。

■ 無償化の給付を受けるための手続きの流れ（イメージ）



■ 認定区分について

(1) 施設等利用給付認定とは

お子さんの保育の必要性の有無や年齢によって、次のとおり1号・2号・3号認定のいずれかの区分に認定され、区分によって給付の内容（無償化となる範囲）が決まります。

認定区分	対象となる子ども	無償化の範囲
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2・3号認定を除く)	保育料 (月25,700円まで)
2号認定	4月1日時点の年齢が3歳以上で、保護者の就労や疾病等により <u>保育を必要とする</u> 就学前の子ども	保育料 (月25,700円まで) 預かり保育料 (月11,300円まで)
3号認定 ^{*1}	市町村民税非課税世帯の満3歳児 ^{*2} であって、保護者の就労や疾病等により <u>保育を必要とする</u> 子ども	保育料 (月25,700円まで) 預かり保育料 (月16,300円まで)

^{*1} 未就園(2歳児等)クラスに通っている方も、条件によって無償化の対象となる場合があります。

^{*2} 満3歳児…3歳の誕生日を迎えたあと、最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども

(2) 「保育を必要とする事由」と認定の有効期間（2号・3号認定）

2号・3号認定を受けるためには、次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。また、保育を必要とする事由によって、認定の有効期間が異なります。

保育を必要とする事由		2号・3号認定の有効期間
1	就労（月64時間以上）	就労する期間 * 就労時間は、休憩・時間外労働等を除いた雇用契約上の実働時間で判定します。 * 無収入で就労と認められない場合は対象になりません。 （ボランティア、町内会の役員、自家消費のための農業等）
2	妊娠・出産	出産（予定）日前8週を含む月の初日から、後8週間を経過する日の翌日を含む月の月末までの期間
3	疾病・障がい	治療に要する期間
4	介護・看護	介護・看護に要する期間 * 同居親族の疾病又は心身障がい者の常時介護・看護
5	災害復旧	災害復旧に要する期間
6	求職活動	2か月が経過する日を含む月の月末までの期間
7	就学	修了予定日が属する月の月末までの期間 * 学校教育法に規定する学校、専修学校等や職業能力開発促進法に規定する職業訓練等
8	虐待・DV	保護を要する期間
9	育児休業中の在園児継続利用	育児休業取得時の在籍クラスが、 ① 3歳クラス以下：生まれてきた子どもの1歳の誕生日の前日を含む月の月末までの期間 ② 4歳クラス以上：職場復帰までの期間 * 新入園児は、育児休業中の2・3号認定での申請はできませんので、1号認定で申請してください。

★2号・3号認定を受けるには、父母それぞれの保育を必要とする事由が必要です。

■認定の申請について

認定の申請にあたっては、認定区分に応じて次の書類を幼稚園に提出していただきます。記入漏れや不足書類がないことをご確認のうえ、提出してください。

(1) 提出書類

認定区分	提出書類
1号認定	●子育てのための施設等利用給付認定申請書 ●個人番号届出書及び本人確認書類（必ず封筒に入れて、封をしてください。）
2号認定 3号認定	●子育てのための施設等利用給付認定申請書 ●保育の必要性を証明する書類 → (3) で必要書類を確認してください。 ●個人番号届出書及び本人確認書類（必ず封筒に入れて、封をしてください。）

★申請書・保育の必要性を証明する書類は、個人番号届出書専用封筒に入れなくてください。

(2) 提出期限・提出先

4月入園の方は、令和2年11月20日（金）までに、入園予定の幼稚園または厚木市こども育成課に提出してください。なお、入園願書については幼稚園にご提出ください。

※申請は、提出期限以降も随時受け付けます。

※認定通知書は、令和3年2～3月頃に発送予定です。



(3) 保育の必要性を証明する書類 (2号・3号認定)

保育を必要とする事由		保育の必要性を証明する書類 ※1※2	
1	就労 (月64時間以上)	会社等勤務	①就労状況証明書 ②シフト表(変則勤務の場合)
		自営	①就労状況証明書 ②確定申告書や開業届等の写し
		居宅内 (内職)	①就労状況証明書 ②出来高証明書・納品書等(写し)
		育児休業 から復帰	①就労状況証明書 ②育児休業復職申立書 ③育児休業給付金支給決定通知書等
2	妊娠・出産	母子手帳の表紙と出産予定日を確認できるページの写し	
3	疾病・障がい	①疾病・負傷申立書 ②診断書、障害者手帳(写し)、介護保険被保険者証(写し)等の書類	
4	介護・看護	①介護・看護申立書 ②診断書、障害者手帳(写し)、介護保険被保険者証(写し)等の書類	
5	災害復旧	り災証明書等	
6	求職活動	①求職活動申立書 ②ハローワーク受付票等	
7	就学	①在学証明書 ②授業時間割	
8	虐待・DV	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明(写し)等	
9	育児休業中の在園児 継続利用	育児休業延長に係る保育所等利用申出書(育児休業を延長する場合) ※新入園児は、当該事由での2・3号認定申請はできません。	

※1 **認定には、父母それぞれの保育を必要とする事由を確認できる書類が必要です。**

※2 就労状況証明書等の様式は、厚木市で作成しているものを使用してください。様式は、園から受け取っていただくか、市ホームページからダウンロードしてください。

- ・ **認定後に認定区分や保護者等が変更となった場合は、変更申請の手続きが必要となります。**速やかに園またはこども育成課で、変更申請書の提出等の必要な手続きを行ってください。
- ・ **2号・3号認定の方で、保育の必要性がなくなった場合、1号認定に変更となります。**
- ・ 厚木市外に転出する場合は、事前に園へ申し出を行うとともに、転出先の市区町村で所定の手続きを行ってください。
- ・ **毎年9月が税年度の切替え時期となります。(4～8月は前年度、9～3月は当年度課税)**3号認定が受けられなかった場合でも、税年度の切替えによって対象となる場合がありますので、希望される方は変更申請の手続きを行ってください。

認定区分をおさらい



1号認定 保育の必要性の有無に関わらず、どなたでも認定を受けられます。

2号認定 3歳児クラス(年少)以上で、保育を必要とする事由がある方が認定を受けられます。

3号認定 市町村民税非課税世帯の満3歳児で、保育を必要とする事由がある方が認定を受けられます。

※2号及び3号認定は、保育の必要性を証明する書類がそろってから認定を行います。認定期間は申請書類提出日以降となりますので、預かり保育の給付が受けられるのは申請書類提出日以降です。

■無償化の対象となる費用について

(1) 保育料・入園料（1・2・3号認定）

保育料及び入園料は、月額 25,700 円を上限とし、市から園に支払います。

保護者の方には、「園が設定した保育料 - 25,700 円」（マイナスになる場合は、保育料 0 円）を園に毎月お支払いください。

例：園の保育料が 30,000 円の場合 → 保護者の自己負担額 4,300 円（差額分）
園の保育料が 23,000 円の場合 → 保護者の自己負担額 0 円

なお、無償化の上限額（25,700 円）を下回る保育料を設定している園に通っている方は、入園料の支払年度に限り、月額 25,700 円を上限として、毎月の保育料と入園料を在籍月割した額の合計額が無償化の対象となります。

(2) 預かり保育料（2・3号認定）

保育の必要性の認定を受けた2・3号認定の方は、保育料・入園料に加えて、預かり保育料も無償化の対象となります。預かり保育料は、いったん園にお支払いいただき、後から利用実績に応じて市から保護者の方に給付を行います。

給付額は「月額 450 円 × 利用日数」で算出し、2号認定の方は月額 11,300 円、3号認定の方は月額 16,300 円が上限額です。

例：4月の預かり保育利用日数が 20 日、園の預かり保育料が 12,000 円（月額）の場合
→ 給付額 450 円 × 20 日 = 9,000 円、保護者の自己負担額 3,000 円

なお、在籍園の預かり保育の実施時間等が少ない（「開園日数 200 日未満」又は「開園時間 1 日 8 時間未満」）場合、預かり保育の利用料に、併用した認可外保育施設等（企業主導型保育事業を除く）の利用料を加えて計算することができます。

(3) 副食費の補助

給食費のうち、副食費（おかず代）については、以下の方を対象に補助を行います。いったん園に副食費をお支払いいただき、後から実績に応じて市から保護者の方に補助を行います。なお、主食費（お米・麺・パンなど）は補助対象外となります。（詳細は年度途中にお知らせします。）

対象者（①または②に該当する方）

- ① 年収 360 万円未満相当世帯の方（保護者の市町村民税所得割額の合計が 77,100 円以下）
- ② 第 3 子以降の方（小学校 3 年生までの兄弟を第 1 子としてカウント）

補助額

上限 4,500 円（月額） ※支払った副食費が上限額を下回る場合は、実際の支払額が補助額となります。

(4) その他の費用

通園バス代や行事費、給食費など実費で徴収されている費用は、無償化の対象外です。園が定める金額を園にお支払いください。

お問合せ先 厚木市こども育成課こども政策係

【電話】(046) 225-2262 【FAX】(046) 225-4612

【HP】<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

